

地域は家族～笑顔で暮らせる四万十町

しまんと町

社協だより



2018

平成30年3月10日発行

3月号

弥生

発行：社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
Tel (0880) 22-1195 FAX 22-1138
Blog <http://kubosya.cocolog-nifty.com/>

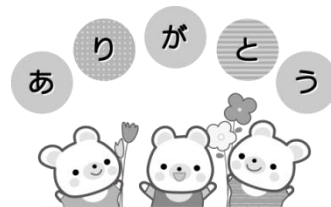
〒786-0004 四万十町茂串町 11-30
E-mail shakyo@shimanto.tv
ホームページ <http://shimanto-shakyo.jp/>
広報責任者：尾崎弘明

寄付のお礼

住民の皆様よりたくさんのご寄付を頂きました。

米、菓子、果物 タオル、車椅子・・・施設で活用
書き損じ葉書（総数959枚）・・・ふれあい郵便事業で活用

ご寄付頂きました物品は大切に使用させていただきます。
ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。



引き続き・・・

ご家庭や会社に眠っている書き損じのハガキや、未投函のハガキの寄付をお願いします。



東又小学校カンカン募金寄付のお礼

日頃から東又小学校では、文化委員会の活動の一環として子供達同士で募金を呼びかける活動を「カンカン募金」として行っています。今回、おこづかいの中から少しずつ集めた募金を社会福祉協議会に寄付してくださいました。

頂いた募金は、地域福祉のために大切に使用させていただきます。

東又小学校の児童の皆様、本当にありがとうございました。



無料法律相談



多重債務、慰謝料、遺言、土地 財産、家族問題・・・
弁護士があなたの悩みに答えます。

相談日	場所	担当弁護士	【時間】
3月23日（金）	十和隣保館	加藤 麗香氏	午後1時～午後4時10分
4月27日（金） （予定）	四万十町社会福祉センター	未定	1日4組 1組40分
5月25日（金） （予定）	四万十町社会福祉センター	未定	【受付】予約制 （※切：相談日の1週間前）
6月22日（金） （予定）	四万十町社会福祉センター	未定	【受付窓口】 しまんと町社会福祉協議会本所 （電話：22-1195 担当：松下優子）
7月27日（金） （予定）	四万十町大正健康管理センター	未定	

※予約時にお名前、連絡先、相談の概要を聞き取りいたします。

※都合により予約時間の変更などがある場合があります。また、予約が埋まれば順次翌月以降の予約となります。



志和峰ミニサロン

志和峰ミニサロンは、志和峰地区にある集会所で毎月一回開催しています。

サロンでは、体操や季節に応じた小物作りをしています。また、サロン終了後もお互いの近況報告をしながら話に花を咲かせて楽しく過ごしています。

参加をご希望の方は、お気軽にしまんと町社会福祉協議会（電話 22 - 1195 武内、市川、古谷）までお問い合わせ下さい。

窪川地区 ミニサロン4月予定表

9日 風らっと峰ノ上（峰ノ上集会所）
10日 風らっと六反地（六反地集会所）
16日 風らっと東大奈路（東大奈路集会所）
23日 風らっと志和峰（志和峰集会所）
26日 風らっと若井（若井グリーンセンター）
お申し込み・お問い合わせ⇒電話22-1195
担当：武内早希子・市川ひとみ・古谷えり

ミニサロン情報

十和地区 ミニサロン4月予定表

9日 風らっと十川（十和地域振興局）
27日 風らっと四手崎（四手崎集会所）
お申し込み・お問い合わせ⇒電話27-1177
担当：弘田麻紀・佐井和美

4月行事予定&会議予定

くぼかわボランティア連絡協議会世話人会

窪川給食サービス（調理担当：未定）

【11日】

大正給食サービス（調理担当：未定）

【22日】

十和給食サービス（調理担当：未定）

【19日】



もろうてや・ちょうだいや 3月情報

倉庫や押し入れに眠っている貴重な資源に新たな活躍の場が見つかるように、社会福祉協議会がお手伝いさせていただきます。詳しくはお問い合わせください。

情報No.	物品名	状態（型式・サイズ・色・使用年数 等）	写真
こんな物をもろうてや			
A-340	苗箱	50 個くらい	
A-341	健康器具	循環器系の強化（エアロビクス）。筋肉トレーニング	○
A-342	こたつ	正方形。古いタイプ。テーブル裏面は緑。	
A-343	すべり止めシート	45 c m×175 c m。ベージュ。未使用。新品。	○
A-344	チャイルドシート	黒。使用済みだがきれい。対象年齢などは不明。	

【お問い合わせ】 電話 27-1177 担当：佐井和美・弘田麻紀

四万十町ボランティアセンターより

町内のボランティア団体にスポットをあてて活動紹介をしていきます！

今回は「SCCボランティア」（四万十クライストチャーチ）を紹介します。

SCCボランティア代表の谷口さんは退職後、心に悩みを抱える方を助けたいという思いから「SCCボランティア」を立ち上げたそうで現在主な活動として、町内の福祉施設で歌の活動（歌のプレゼント）や窪川小学校での見守り活動を行っています。

始めた当初は、見守り活動に対して戸惑う子供達もいましたが、今では、ボランティア活動が受け入れられ、気持ちよく挨拶してくれるようになってきました。

また、最近では、地域においても見守り活動が理解されるようになり、協力して下さる方が増えている事をととても喜ばしく思っております。

毎週火曜日と木曜日に見守り活動を行っています、この活動を支援するボランティアを探しています。

SCCボランティア



SCCボランティアの活動に関心がある方やご協力いただける方は、SCC代表（電話22 - 5123 谷口 芳彦）までお気軽にご連絡ください。

法人後見始めます



平成30年4月から成年後見活動に取り組みます。

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等が成年後見制度の成年後見人・保佐人・補助人になることです。法人後見は、親族又は弁護士等の専門職が行う支援と同様にしまんと町社協が、ご本人の保護・支援を行うことができます。法人後見では、社協の複数の職員が後見事務を行うことで、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害等への理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金の管理をしたり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、判断できずに契約を結んでしまったり悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援する仕組みが成年後見制度です。

例えば、このように困ったことはありませんか？

一人暮らしの高齢者が、訪問販売や悪徳商法の被害にあっている。



知的障害の子の金銭管理について、親が担えなくなったあとの将来が心配…

気がかりのある方は、ぜひお問い合わせください。

※ご相談については無料です。相談内容によっては、必要な機関をご紹介します。

※収支状況によっては利用料が発生する場合があります。

※社協が法人後見人になるためには、家庭裁判所の審判が必要となります。

～お問い合わせ先～

しまんと町社会福祉協議会 本所

TEL：0880-22-1195 FAX：0880-22-1138 担当：嶋岡 麻子